

港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「公職選挙法施行令」の一部改正を踏まえ、選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるものです。

【条例改正の背景】

公職選挙法施行令に規定する公営単価については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と人件費、物価の変動等を考慮する共通の考え方によって、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しが行われています。

最近における物価の変動を踏まえ、国会議員の選挙における選挙運動に関し、公費負担の限度額を引き上げる公職選挙法施行令の改正が行われました。

これに準じて、区においても選挙運動用ビラ作成及びポスター作成に係る公費負担の限度額を引き上げます。

【条例改正の内容】

- ① 1枚当たりのビラの作成に係る経費について、公費負担の限度額を引き上げます。
7円73銭 → 8円38銭
- ② 1枚当たりのポスターの印刷に係る経費について、公費負担の限度額を引き上げます。
541円31銭 → 586円88銭

【施行期日】

公布の日